小山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1)人件費の状況(令和4年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)3年度 の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
166, 975	69, 656, 146	2, 741, 694	9, 912, 683	14. 2	14

(注) 人件費には、市長等三役、市議会議員、各種行政委員会委員等の特別職に支給される給料・報酬、事業費 支弁の職員の人件費を含む。

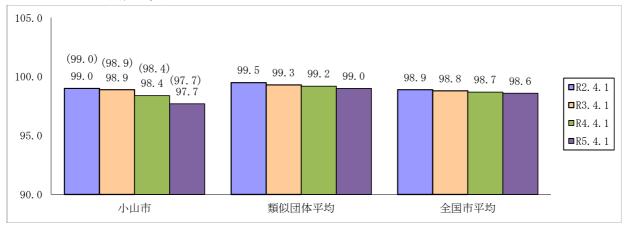
(2)職員給与費の状況(令和4年度普通会計決算)

職員数		給与費							
A	給料	職員手当	期末·勤勉手当	合計B	給与費B/A				
人	千円	千円	千円	千円	千円				
1, 086 (69)	3, 976, 509	938, 392	1, 528, 028	6, 442, 929	5, 933				

(ह	参考)類似団体平均
1	人当たり給与費
	千円
	6, 113

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数 (構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を 100として計算した指数です。
 - 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数です。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 - 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- ※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4)給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ給料表水準を平均2%引下げ。若年層については引下 げなし。高齢層については最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障) を実施。

他の給料表については、一般給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準3%に対し、小山市においても3%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より級地区分を6級地から7級地に引き下げ、支給割合は据え置く。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5)特記事項

給与減額の状況

(一般職) ○減額なし			
(特別職) ○減額なし			

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	分 平均年齢 平均給料月額		平均給与月額		
区 为			現行	国ベース	
小 山 市	40.2歳	302,300 円	373,941 円	334,021 円	
栃木県	42.5歳	320, 333 円	391,624 円	350,534 円	
国	42.4歳	322, 487 円	_	404,015 円	
類似団体	42.4歳	321,028 円	416,636 円	365,667 円	

②技能労務職

区分			公分	 八		巨	T12	間	参考
区分	平均 年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 B	A/B
小山市	54.8歳	27人	340,200 円	369,670 円	357, 451 円	l	_	_	_
うち 用務員	54.7歳	13人	345, 200 円	371,784 円	358, 369 円	用務員	49.1歳	241,700 円	1. 54
うち 自動車運転手	55.4歳	4人	311,500 円	353,700 円	333, 200 円	乗用自動車 運転者	65.9歳	197,800 円	1. 79
栃木県	53.7歳	224人	296,818 円	334, 103 円	314,713 円	-	_	_	
国	51. 2歳	1,941人	286,942 円	_	329, 178 円		_	_	_
類似団体	49.5歳	70人	297,626 円	339,330 円	318,986 円	_	_	_	-

区 分	参 考【年収ベース(試算値)の比較】				
	公務員C	民間D	C/D		
小 山 市	_	-	_		
うち 用務員	6,029,808 円	3,253,900 円	1.85		
うち 自動車運転手	5,907,300 円	2,559,900 円	2. 31		

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2年~令和4年の3ヶ年平均) ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。 ※年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された 期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区分平均年齢		平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小 山 市	36.9歳	294, 700 円	380,900 円	328, 984 円
国	_		_	_
類似団体	38.3歳	306,518 円	403, 222 円	351,045 円

④看護·保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小 山 市	37.2歳	275,500 円	330,792 円	290,792 円
国	47.8歳	321,176 円	1	360,574 円
類似団体	37.6歳	291,683 円	385, 223 円	314,415 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2)職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区	分	小山市	栃木県	玉
一般行政職	大学卒	185, 200 円	191,700 円	185, 200 円
一放10以40	高校卒	154,600 円	158,900 円	154,600 円
技能 労務職	高 校 卒	139,600 円	156,800 円	_

(3)職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

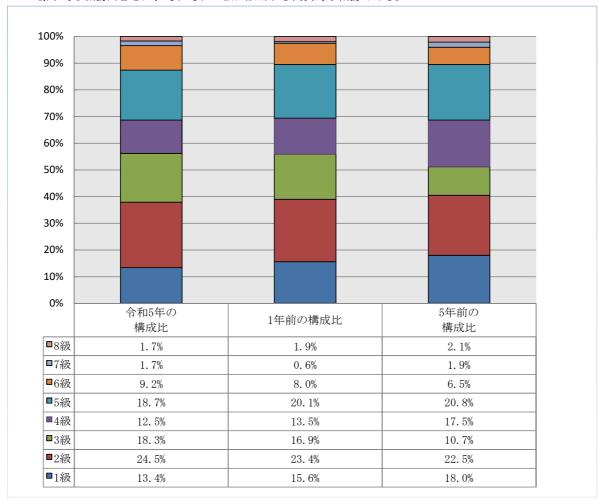
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	251,452 円	364,600 円	369, 233 円	390, 496 円
一般行政職	高 校 卒	_	_	_	381,750 円
技能労務職	高 校 卒	_	_	_	_

3 一般行政職の級別職員数および給料表の状況

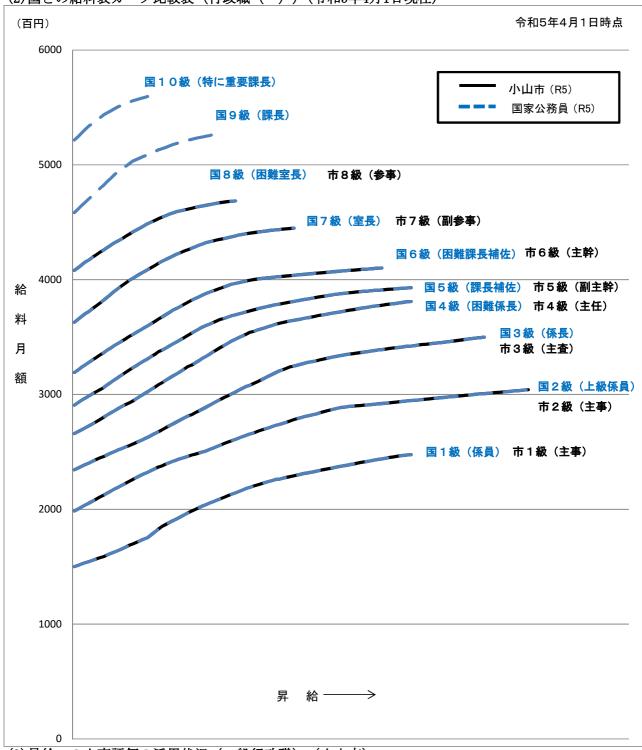
(1)一般行政職の級別職員の状況(令和5年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な 職務内容	主事・技師等		主査	主任	係長	課長・	所長等	部長等
職員数	93人	169人	127人	87人	130人	64人	12人	12人
構成比	13. 4%	24. 5%	18.3%	12.5%	18.7%	9. 2%	1. 7%	1. 7%
1号給の 給料月額	150, 100円	198,500円	234, 400円	266,000円	290, 700円	319, 200円	362,900円	408, 100円
最高号給の 給料月額	247,600円	304, 200円	350,000円	381,000円	393,000円	410, 200円	444,900円	468,600円

- (注) 1 小山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(小山市)

	令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	イ 人事評価を活用している	0		0	
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分	0	0	0	0
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
Ī	ロ 人事評価を実施していない				
	活用予定時期				

4 職員手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

小山	市(全事業)		栃木県	玉		
1人当たりの平均	支給額(令和4年度)	1人当たり平均支給額(令和4年度)				
1,400 千円		1,636 千円			_	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給	割合)	(令和4年度支給書	割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分	
(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分	
(加算措置の状況	2)	(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		
職制上の段階、職	は務の級等による加算措置	職制上の段階、職	厳務の級等による加算措置	職制上の段階、職	務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%		
		• 管理職加算	15~22%	• 管理職加算	10~25%	

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職) (小山市)

	令和5年度中における運用	管理職員		一般職員		
イ	人事評価を活用している	()			
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	
	上位、標準、下位の成績率	0	0	0	0	
	上位、標準の成績率					
	標準、下位の成績率					
	標準の成績率のみ (一律)					
口	人事評価を実施していない					
	活用予定時期					

(2)退職手当(令和5年4月1日現在)

	小山市(全事業)			国	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年			勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	国と同じ	国と同じ	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	国と同し	国と同し	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額			最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算	昔置	
定年前早期特例	措置 (国と同)	じ)	定年前早期特	特例措置 (2~4	15%加算)
1 人当たり平均支給額	3,570 千円	19,333 千円			

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当(令和5年4月1日現在)

(6) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1						
	全職種					
支給実績(令和4年度	決算)		133,809 千円			
支給職員1人当たり平	給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)					
支給対象地域	支給率	支給率 支給対象職員数				
小山市	3 %	1,176 人	3 %			
栃木市	3 %	1 人	3 %			
結城市	3 %	3 % 1 人				
野木町	6 %	21 人	6 %			
宇都宮市	6 %	6 %				
東京都特別区	20 %	2 人	20 %			

(4)特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

区 分	全職種
支給実績(令和4年度決算)	10,982 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	49 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	16.9 %
手当の種類 (手当数) ※小山市任期付教職員の任用、給与等に関する条例による手当(1種類)を含む	12 種類

手当の種類 (手当数) ※小山市任期付教職員の任用、	給与等に関する条例による手当(1種類)	を含む				12 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績 (令和4年度決算)	支	給単価
		①市税賦課に関する調査のた出張し1日5時間を超えて行たとき		0円	日	300 円
市税等賦課 及び徴収事務	右の業務に従事した職員	②市税徴収、滞納処分等のた 出張し従事したとき	ために	0円	日	400 円
		③市税外収入金の滞納金及で金の徴収のために出張し従いとき		0円	日	300 円
行旅死病人及び変死人	右の業務に従事した職員	行旅死人又は変死人の収容等	等	0円	1体	10,000 円
収容等	石の未分に促棄した戦員	行旅病人の救治、収容等		0円	日	2,000 円
社会福祉業務	右の業務に従事した職員	生活保護法に関する業務		1, 332, 000円	月	6,000 円
		①感染症に関する処理作業に したとき	こ従事	61,500円	日	500 円
		②-1新型コロナウイルス感ら市民等の生命及び健康を らために緊急に行われた措置 る作業(下記除く)	呆護す	444,000円	B	3,000円
		②-2上記の内、新型コロナス感染症の患者若しくはそののある者の身体に接触していれらの者に長時間にわたり指行う作業	の疑い 又はこ	8, 220, 000円	日	4,000円
	右の業務に従事した職員	③-1家畜伝染病に係る防疫 に従事したとき		0円	日	330 円
危険な作業		③-2上記③-1のうち、著し 険な作業に従事したとき	しく危	7, 920円	F	660 円
		④病害虫駆除のため医薬用腺 散布作業または実地指導	劇物の	0円	日	350 円
		⑤地上7メートル以上の高月 は地下5メートル以上の深月 いての土木・建築・消防作業ま 作業の監督	所にお	186, 550円	E	350 円
						5,000 円
		⑥市道舗装の新設、補修作業		108,000円		
		⑦潜水作業 (訓練を含む)		70,000円	月 1回	1,000円
	電気事業法第72条の規定による電					
電気主任技術者	気主任技術者に指定された職員	電気主任技術者の業務		48,000円	月	4,000 円
特定高圧ガス・ボイ ラー又は危険物取り扱 い及び保安管理責任者	特定高圧ガス・ボイラー又は危険 物取り扱い及び保安管理を行う法 令に基づく責任者として市長に選 任された職員	特定高圧ガス・ボイラー又は 物取り扱い及び保安管理責任		108, 500円	月	3,500円
		ごみ収集・運搬その他の清掃作業		吊作業 104,000円		5,000 円
清掃作業	右の業務に従事した職員					4,000円
		犬猫死体処理作業		1,500円	月 1件	300 円
		①有害鳥獣の殺処分に従事 l	したと	16,800円	日	600 円
動物処理作業	右の業務に従事した職員	②-1有害鳥獣の死体処理作事したとき	業に従	11,400円	日	300 円
2,2,2,2,1,7,5		②-2上記②-1のうち、死体 体等心身に著しい負担を与う 業に従事したとき		21,600円	F	600 円
用地取得交渉	右の業務に従事した職員	現地において行う公共用地の 又は、これに伴う補償に係る の業務		53, 900円	目	350 円
建築主事	建築主事の資格を有する職員のう			49 AAA	月(再任	4,000円
走来工尹	ち、市長が指定する職員	建築主事の業務		48,000円.		3, 200 円
特定建築物の環境衛生	建築物環境衛生管理技術者の資格	特定建築物の環境衛生維持管理業 務		·理業 42,000円		3,500円
維持管理業務	を有する職員のうち、市長が指定 する職員					2,800 円
<u> </u>	ı					. , , ,

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	支給単価
		非常災害時における児童・生徒の 保護、緊急の防災、復旧の業務 (下記除く)	0円	日 6,400円
	上記の内、特に甚大な非常災害時 における学校に避難している児 童・生徒の救援の業務 児童・生徒の負傷、疾病等に伴う 救急の業務 児童・生徒に対する緊急の補導業 特殊業務手当 右の業務に従事した任期付教職員	0円	日 12,800 円	
			0円	日 6,000円
教員特殊業務手当			0円	日 6,000円
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童・生徒を引率して行う指 導業務で宿泊を伴うもの	27, 200円	日 3,400円
		対外運動競技への引率指導業務で 宿泊を伴うもの又は週休日等に行 うもの	0円	日 3,400円
		週休日等の部活動指導業務	69, 600円	日 2,400円

(5)時間外勤務手当

《公営企業会計除く》

支給実績(令和3年度決算)	307,001 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	261 千円
支給実績(令和4年度決算)	364, 268 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	307 千円

(6)その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異 同・異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養	1 子 (22歳になる日の属する年度まで) 10,000 円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算 2 子以外の扶養親族(配偶者・満60歳以上の父母等) 下記以外の場合 6,500 円 一般給料表の職務の級が8級である場合 3,500 円	同じ	100, 637 千円	245 千円
住居 手当	1 職員が居住する借家・借間 支給限度額 28,000 円 2 配偶者が居住する借家・借間(単身赴任の場合)支給限度額 14,000 円	同じ	85,309 千円	271 千円
	1 交通機関利用者 支給限度額 55,000 円 2 四輪自動車使用者(片道2km以上) 3,500 円 ~ 31,600 円 3 自転車・バイク使用者(片道2km以上) 2,600 円 ~ 31,600 円 4 地域を異にする異動等により新幹線鉄道等の利用が認められた場合20,000円を限度として加算	異なる (交通用具使用者 は2,000円〜 31,600円)	74, 386 千円	72 千円
管理職 手当	職に応じて48,000円~85,000円 1 管理職員 ※支給額は特例措置により10%~15%削減した額	同じ	86,828 千円	706 千円
手当	1 単身 (異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と 30,000 円 別居) 2 別居の距離が100km以上は加算 8,000 円 ~ 70,000 円	同じ	-	-
夜間勤務 手当	1 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時まで の間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	30,698 千円	167 千円
休日勤務 手当	1 祝日法による休日等に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	73,837 千円	203 千円
管理職員 特別勤務 手当	1 週休日・祝日法による休日等に勤務した管理職員 管理職手当の区分に応じて 4,000円 ~ 10,000円 6時間を越える勤務 6,000円 ~ 15,000円 2 平日の深夜0時から5時までの間に勤務した管理職員 2,000円 ~ 5,000円	同じ	0 千円	0 千円
義務教育 等教員 特別手当	1 任期付教職員教員経験年数及び学歴の区分に応じて 2,200円 ~ 4,000円		308 千円	39 千円

⁽注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の 総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤 務職員を含む。

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区	分	給 料 月 額 等			
			(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	市長	1,080,000 円	1,080,000 円 / 848,700 円		
和作	副市長	870,000 円	883,000 円 / 719,800 円		
	教育長	730,000 円	- 円/ - 円		
	議長	600,000 円	858,000 円 / 520,000 円		
報酬	副議長	540,000 円	580,000 円 / 465,000 円		
	議員	510,000 円	553,000 円 / 420,000 円		
	市長	(令和4年度支給割合)	3. 30 月分		
	副市長	(7和4年)及义和剖白)	3. 50 月分		
期末手当	教育長	(加算措置の状況)	45 %加算		
- 州木十ヨ	議長	(令和4年度支給割合)	3. 30 月分		
	副議長	(7和4年)及义和剖白)	3. 30 月分		
	議員	(加算措置の状況)	45 %加算		
		(算定方式)	(支給時期)		
退職手当	市長	1,080,000 円 ×在職月数×42/100	任期毎		
巡職十ヨ	副市長	870,000 円 ×在職月数×25/100	任期毎		
	教育長	730,000 円 ×在職月数×21/100	任期毎		

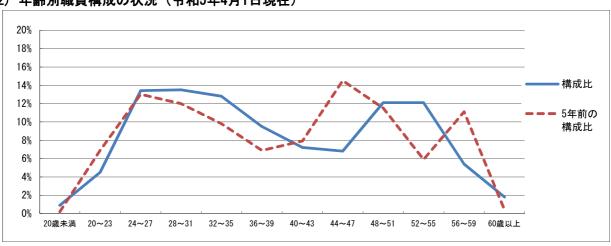
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	区分	令和4年	令和5年	対前年増減数	主な増減理由
	議会	10	10	0	
	総務企画	245	256	11	業務移管
	税務	60	60	0	
_	民生	161	160	Δ 1	保育所統合
般	衛生	70	66	△ 4	業務見直し
般 行 政 部 門	労働	0	0	0	
部	農林水産	44	46	2	業務強化
門	商工	21	24	3	職員配置見直し
	土木	127	131	4	業務強化
	小計	738	753	15	* 人口 1 万当たり職員数 44.11人
特政	教育	136	114	△ 22	国体終了
特政 別部	消防	212	217	5	業務強化
行門	小計	348	331	△ 17	
普)	通会計	1, 086	1, 084	Δ 2	* 人口1万当たり職員数 64.92人
<i>(</i>)	病院			0	
党会	水道	16	22	6	職員配置見直し
企計	下水道	21	15	△ 6	職員配置見直し
公 会計 企業 等	その他	55	55	0	
寸	小計	92	92	0	
合	計	1, 178 [1, 398]	1, 176 〔1, 398〕	Δ2 (Δ0)	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、 臨時又は非常勤職員、教育長を除く。
 - 2 〔 〕内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		\$	S	\$	S	S	S	S	\$	S	\$		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
啦吕米	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	10	53	157	159	151	112	85	80	142	142	64	21	1176

(3) 職員数の推移

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(単位:人・%)

年度 部門別	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去	表5年間 曽減数
一般行政	734	727	724	712	738	753	19	-0.14%
教育	106	113	120	130	136	114	8	32.04%
消防	206	206	206	208	212	217	11	4.43%
普通会計計	1046	1046	1050	1050	1086	1084	38	3.92%
公営企業等会計	95	96	93	92	92	92	-3	-5.15%
総合計	1141	1142	1143	1142	1178	1176	35	3.15%

⁽注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

² 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算(令和4年度水道事業会計決算)

総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)3年度の総費 用に占める職員給 与費比率
千円	千円	千円	%	%
2, 060, 241	711, 365	121, 393	5. 9	5. 6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費0円を含まない。

職員数		1人当たり			
A	給料	職員手当	期末·勤勉手当	合計B	給与費B/A
人	千円	千円	千円	千円	千円
16	58, 063	9, 731	31, 694	99, 488	6, 218

(参考)類似団体平均 1人当たり給与費 千円 6,017

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
 - 2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

給与減額の状況

(一般職)

○減額なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
小 山 市	35.6歳	301,486 円	458, 419 円
団体平均	45.7歳	335,310 円	500,619 円
事 業 者	歳	_	円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 - 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小山市	一般行政職(全事業含む)※再掲			
1人当たり平均支給額(令和4年度)	1人当たり平均支給額(令和4年度)			
1,401 千円	1,400 千円			
(令和4年度支給割合)	(令和4年度支給割合)			
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当			
2.40 月分 2.00 月分	2.40 月分 2.00 月分			
(1.35) 月分 (0.95) 月分	(1.35) 月分 (0.95) 月分			
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

	小山市		一般行政職	(全事業含む)	※再掲		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年		
勤続20年			勤続20年				
勤続25年	一般行政職と	一般行政職と	勤続25年	国と同じ	国と同じ		
勤続35年	同じ	同じ	勤続35年	国と用し	国と用し		
最高限度額			最高限度額				
その他の加算	その他の加算措置			その他の加算措置			
定年前早期特例措置 (一般行政職と同じ)			定年前早期特例	措置 (国と	司じ)		
1人当たり平均支給額	* 千円	* 千円	1人当たり平均支給額	3,570 千円	19,333 千円		

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

	全職種				
支給実績(令和4年	年度決算)		1,827 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			114 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)		
小山市	3 %	16 人	3 %		

工 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

区 分	全職種			
支給実績(令和4年度決算)	42 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	42,000 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	6.3 %			
手当の種類 (手当数)	6 種類			

手当の名称 主な支給対象職員		主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	F 4	支給単価	
電気主任技術者	電気主任技術者に選任された職員	電気主任技術者に選任され高圧 電気装置の点検及び修理に従事	0円	月	4,000	円
危険物取扱者	消防法(昭和23年法律第186号)に 定める危険物取扱者	消防法(昭和23年法律第186号) に定める危険物取扱者で、危険 物の取扱い及び保安管理業務	0円	月	3, 500	円
ボイラー取扱作業 主任者		労働安全衛生法(昭和47年法律 第57号)に基づいて選任された 作業主任者で、ボイラーの取扱 い及び保安管理業務	0円	月	3, 500	円
滞納整理	右の業務に従事した職員	滞納整理に従事	0円	日	300	円
高所又は深所 業務従事	右の業務に従事した職員	地上7メートル以上の高所又は 地下5メートル以上の深所にお いて作業又は作業の監督	0円	日	350	円
水道技術管理者	水道法(昭和32年法律第177号)第 19条に基づき水道技術管理者に 任命された職員	水道法(昭和32年法律第177号) 第19条に基づく水道技術管理者	42,000円	月	3, 500	円

才 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	3,678 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	245 千円
支給実績(令和3年度決算)	2,420 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	142 千円

⁽注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

² 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制 度との異同・異 なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当た り平均支給年額 (4年度決算)
	1 子 (22歳になる日の属する年度まで) 10,000円			
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子			
扶養	1人につき5,000円加算		0.100 7 111	040 * #
手当	2 子以外の扶養親族(配偶者・満60歳以上の父母等)	同じ	2,100 千円	263 千円
	下記以外の場合 6,500円			
	一般給料表の職務の級が8級である場合 3,500円			
住居	1 職員が居住する借家·借間 支給限度額 28,000 円	E 18	010 7 11	224 7 111
手当	2 配偶者が居住する借家・借間(単身赴任の場合) 支給限度額 14,000 円	同じ	912 千円	304 千円
	1 交通機関利用者 支給限度額 55,000 円			
	2 四輪自動車使用者(片道2km以上)			
	3,500 円 ~ 31,600 円			
通勤手当	3 自転車・バイク使用者(片道2km以上)	同じ	789 千円	56 千円
十 =	2,600 円 ~ 31,600 円			
	4 地域を異にする異動等により新幹線鉄道等の利用が認められた場合			
	20,000円を限度として加算			
管理職	職に応じて48,000円~85,000円		744 T.III	744 T.III
手当	1 管理職員 ※支給額は特例措置により10%~15%削減した額	同じ	744 千円	744 千円
単身赴任 手当	1 単身 (異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配 30,000 円 偶者と別居)	同じ	_	_
	2 別居の距離が100km以上は加算 8,000 円 ~ 70,000 円			
	1 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時			
夜間勤務 手当	までの間に勤務する職員	同じ	_	_
, ,	勤務1時間当たりの給与額の25/100			
休日勤務	1 祝日法による休日等に勤務した職員		10 7 11	10 T III
手当	勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	19 千円	19 千円
	1 週休日・祝日法による休日等に勤務した管理職員			
管理職員	管理職手当の区分に応じて 4,000円 ~ 10,000円			
特別勤務 手当	6時間を越える勤務 6,000 円 ~ 15,000 円	同じ	_	_
	2 平日の深夜0時から5時までの間に勤務した管理職員 2,000 円 ~ 5,000 円			
	2,000 1 - 0,000 1	1		<u> </u>

(2) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算(令和4年度下水道事業会計決算)

総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)3年度の総費 用に占める職員給与 費比率
千円	千円	千円	%	%
4, 200, 325	315, 254	66, 068	1.6%	1.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費72,911千円を含まない。

職員数		給与費					
A	給料 職員手当 期末·勤勉手当 合詞		合計B	給与費B/A			
人	千円	千円	千円	千円	千円		
22	74, 715	13, 110	31, 248	119, 073	5, 412		

(参考)類似団体平均 1人当たり給与費 千円 5,935

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
 - 2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

給与減額の状況

(一般職)

○減額なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小 山 市	37.6 歳	312,920 円	440,704 円
団体平均	44.3 歳	330,766 円	493, 186 円
事 業 者	歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 - 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

1.	小山市	一般行政職(全	と事業含む)※再掲
1人当たり平均	支給額(令和4年度)	1人当たり平均支	給額(令和4年度)
	1,300 千円		1,400 千円
(令和4年度支統	計割合)	(令和4年度支給害	引合)
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状	況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職	務の級等による加算措置	職制上の段階、職務	めめい といる かり ままる かりまた とりまた かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かい
• 役職加算	5~20%	• 役職加算	5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

	小山市		一般行政職	哉(全事業含む)	※再掲
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年			勤続20年		
勤続25年	一般行政職と	一般行政職と	勤続25年	모나되어	
勤続35年	同じ	同じ	勤続35年	国と同じ	国と同じ
最高限度額			最高限度額		
その他の加算指	昔置		その他の加算措置	i.	
定年前早期特	寺例措置 (一般	设行政職と同じ)	定年前早期特例	措置 (国と同	引じ)
1 人当たり平均支給額	* 千円	* 千円	1人当たり平均支給額	3,570 千円	19,333 千円

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

	全職種		
支給実績(令和4年	F度決算)		2,325 千円
支給職員1人当たり	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
小山市	3 %	22 人	3 %

工 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

一一一个分别的一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个							
区分				全職種			
支給実績(令和4年度決算)				0 千	·円		
支給職員1人当たり	平均支給年額(令和4年度決算))				0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)						0.0	%
手当の種類 (手当数))					6 種	[類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支	E 給対象業務	支給実績 (4年度決算)	ţ	反給単価	
電気主任技術者	電気主任技術者に選任された職		者に選任され高圧	0円	月	4,000	円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	文紹美領 (4年度決算)	11.3	支給単価	
電気主任技術者	電気主任技術者に選任された職 員	電気主任技術者に選任され高圧 電気装置の点検及び修理に従事	0円	月	4, 000	円
危険物取扱者	消防法(昭和23年法律第186号) に定める危険物取扱者	消防法(昭和23年法律第186号)に 定める危険物取扱者で、危険物 の取扱い及び保安管理業務	0円	月	3, 500	円
ボイラー取扱作業 主任者	労働安全衛生法(昭和47年法律 第57号)に基づいて選任された 職員	労働安全衛生法(昭和47年法律第 57号)に基づいて選任された作業 主任者で、ボイラーの取扱い及 び保安管理業務	0円	月	3, 500	円
滞納整理	右の業務に従事した職員	滞納整理に従事	0円	月	300	円
高所又は深所 業務従事	右の業務に従事した職員	地上7メートル以上の高所又は地 下5メートル以上の深所において 作業又は作業の監督	0円	Ш	350	円
水道技術管理者	水道法(昭和32年法律第177号) 第19条に基づき水道技術管理者 に任命された職員	水道法(昭和32年法律第177号)第 19条に基づく水道技術管理者	0円	月	3, 500	円

才 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	4,634 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	211 千円
支給実績(令和3年度決算)	3,533 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	168 千円

⁽注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

² 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在 の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時 間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制 度との異同・異 なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当た り平均支給年額 (4年度決算)
	1 子 (22歳になる日の属する年度まで) 10,000円			
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子			
扶養	1人につき5,000円加算	同じ	2,028 千円	254 千円
手当	2 子以外の扶養親族(配偶者・満60歳以上の父母等)	F C	2,020 111	201 1
	下記以外の場合 6,500円			
	一般給料表の職務の級が8級である場合 3,500円			
住居	1 職員が居住する借家・借間 支給限度額 28,000 円	同じ	1,823 千円	304 千円
手当	2 配偶者が居住する借家・借間(単身赴任の場合) 支給限度額 14,000 円	FI C	1,020 1	204 111
	1 交通機関利用者 支給限度額 55,000 円			
	2 四輪自動車使用者(片道2km以上)			
\Z #I	3,500 円 ~ 31,600 円			
通勤手当	3 自転車・バイク使用者(片道2km以上)	同じ	1,532 千円	90 千円
7=	2,600 円 ~ 31,600 円			
	4 地域を異にする異動等により新幹線鉄道等の利用が認められた場合			
	20,000円を限度として加算			
管理職	職に応じて48,000円~85,000円 1 管理職員	同じ	744 T.III	744 T.III
手当	**支給額は特例措置により10%~15%削減した額	inj し	744 千円	744 千円
単身赴任 手当	1 単身 (異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配 偶者と別居) 30,000円	同じ	_	_
, =	2 別居の距離が100km以上は加算 8,000 円 ~ 70,000 円			
夜間勤務 手当	1 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時 までの間に勤務する職員	同じ	_	_
	勤務1時間当たりの給与額の25/100			
休日勤務 手当	1 祝日法による休日等に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	9 千円	9 千円
	1 週休日・祝日法による休日等に勤務した管理職員			
管理職員	管理職手当の区分に応じて 4,000円 ~ 10,000円			
特別勤務 手当	6時間を越える勤務 6,000円 ∼ 15,000円	同じ	_	_
	2 平日の深夜0時から5時までの間に勤務した管理職員 2,000 円 ~ 5,000 円			